

# 生徒指導だより

～ 社会で通用する自主自立した開誠館生の育成 ～

浜松開誠館中学・高等学校  
人格品格指導部通信第1号

## 生徒指導上の共通理解のために

近年、報道にもあるように社会情勢の変化や情報通信機器の普及に伴い、保護者の皆さまの中学校、高校時代とは大きく異なる問題が多々生じております。そうした中で、学校で指導する領域は広がる一方であり、ますます各ご家庭と学校との共通理解・連携は必須なものとなっております。

年度始めにあたり、あらためて共通理解のもとで一致団結して指導や問題解決にあたるために、本校では文部科学省・静岡県等の関係機関が示すガイドラインに従って以下のように対処したいと考えますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

### ◆問題行動の未然防止・解決に向けて専門機関と連携することがあります。

昨今の少年犯罪の凶悪化・低年齢化に対し、警察など専門機関と連携して適切に未然防止・指導にあたるよう、文部科学省から各学校に通達されております。なお、健全育成のために本校を含めた県内私学各校は静岡県警察と「学校警察連携協定」を締結しております。

- ① 学校が把握した生徒の問題行動などが、触法行為や虞犯行為だった場合、保護者の同意がなくとも警察等と連携して指導を進める場合があります。
- ② 校内外を問わず、生徒の問題行動やいじめが、他の多くの生徒に被害を与えたり、大幅に公共の福祉を損ねたりする場合、保護者の同意がなくとも関係機関と連携して指導を進める場合があります。

### ◆児童虐待防止のために福祉関係機関と連携をとることがあります。

「児童虐待の防止等に関する法律」では、学校に児童虐待の早期発見を求めるとともに、児童虐待を発見した者に通告の義務を課しています。

- ① 学校で、生徒に不自然なあざ・ケガを発見したとき、保護者に事情確認をさせていただく場合があります。
- ② 児童虐待の疑いが強いと考えられるケースでは、保護者の同意がなくとも関係機関に連絡し、連携を図って対応する場合があります。
- ③ ケースによっては、児童相談所が子どもを一時保護する場合があります。

## ◆インターネット等に関するトラブルは原則的に保護者責任で対応をお願いします。

中学生、高校生がパソコンや情報機器等を介したインターネット利用から、犯罪・トラブルに巻き込まれるケースが急増しています。また、ブログやツイッターなどでの不適切な書き込み、複数の友達や不特定な人と連絡を取り合うことができるLINEなどの通信アプリ・SNSサービスの安易な利用による問題行動がここ数年目立っています。

そうした中、家庭や学校から見えないまま広域化する問題行動が、触法行為や虞犯行為となる心配も高まっています。

- ① 携帯電話の学校敷地内での使用は禁止とします。使用の場合は教職員が一旦預かり、保護者の方にお話をしながら直接返却します。
- ② さまざまな事情から携帯電話やパソコンを与える場合は、その利用の仕方について保護者の方がルールを定めて指導するとともに、きちんと見届けをお願いします。

### 【参考：知らなかったでは済まされないネットトラブル】

- ・機器にはフィルタリングでサイバー犯罪の被害にあわない対策をしてください。  
(法令で保護者の責任によるフィルタリングの義務が定められています)
- ・カメラ機能では気軽に写真撮影ができます。肖像権の侵害や、著作権の侵害は賠償請求の対象になります。また、写真には個人を特定する思わぬデータ（位置情報等）が含まれている場合があります。
- ・違法画像や違法データなどは所持しているだけで処罰の対象となります。
- ・一度ネット上に公開された個人情報や写真などの情報は、回収が困難です。
- ・掲示板等での違法な書き込みや、SNSでの不適切な投稿は、本人だけでなく周囲を巻き込んで大きな法的責任（刑事・民事）を負うこととなります。

なお、本校では例年、新入生連絡会の際に携帯電話・スマートフォンの使用についての指導（高校1年生・人格品格指導部）、生徒指導だよりの発行（年2～3回）、3月に「防犯講座」（全校・外部講師）を実施してネットの特性について学んだり、情報リテラシーを高めたりするほか、長期休業前の全校集会時に人格品格指導部教員より一般的な注意として指導を行います。

昨年度、校内においてWi-Fi環境を整え、今年度からはICT教育を推進していくにあたり、授業でのタブレットPC等の利活用を促進していきませんが、上記を踏まえ、情報機器利用のルール策定もあわせて行っていく予定です。